

平成 28 年度 第 2 回山形県消費生活審議会

〔開催概要〕

- 1 開催日時 平成 28 年 10 月 31 日(月) 13:30~15:30
- 2 開催場所 県庁 9 階 902 会議室
- 3 出席者
委員：伊勢牧子、小笠原奈菜、齋藤真紀、設楽はつみ、峯田典明、向田敏、大友廣和、児玉理沙子、
後藤とし子、早坂民奈、三澤嘉子、鈴木正和、前田美知子、丸森典子、和田敏
以上 15 名
事務局：佐藤くらし安心課長、三宅課長補佐（司会） 城戸口課長補佐 他

〔次 第〕

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議事
 - (1) 正副会長の選出について
 - (2) 被害救済部会委員の指名及び部会長の選出について
 - (3) 第 3 次山形県消費者基本計画の中間案について
- 4 その他
- 5 閉会

〔議事録〕

3 議事

- (1) 正副会長の選出について
 - (2) 被害救済部会委員の指名及び部会長の選出について

⇒選出結果についてはHP掲載の「審議会委員名簿」参照

- (3) 第 3 次山形県消費者基本計画の中間案について

(事務局)

【資料に基づき第 1 章及び第 2 章について説明】

(議長)

ここまでの事務局からの説明について意見、質問等あるか。

(委員)

課題のところで、現消費者基本計画の中では第 3 章のどこにその課題に対する対策がとられているのかという対応関係が書かれていたが、今回はそのような対応関係を記載した資料はあるか。

(事務局)

現計画は矢印で、何章何番というようなことを書いていたが、これを全部入れ込むと、矢印が何回も出てくることになるので、逆に見づらくなる。そのため、これを対応関係ではなく、課題として並

べていくと、目次と同じようになってしまうので、ここは割愛させていただいたところ。

(委員)

推進体制と進行管理のイメージ図があるが、その中で山形県の地図の行政の括りの中に消費者行政連絡会議と消費者被害防止連絡会議、それと、暮らし安心課と県センター、これが現計画だと県庁という括りの中に入っていたが、今回県庁の括りを外した理由を聞きたい。

(事務局)

県センターは、場所は県庁の中にあるが、県庁そのものではなく、独立した公所になっている。場所は課と一緒にしているが、県庁の中に入れるのはおかしいのではないかと。また、消費者行政連絡会議等については例えば警察とか、市町村とか、金融機関とかがメンバーに入っているで、そのような会議を県庁の中に表すのがおかしいのではないかと。ということで外した。

(委員)

8頁から円グラフなり棒グラフなりいろんなグラフがでていますが、8頁の説明に入るときに、県民へのアンケートの結果という説明をいただいた。県民へのアンケートはどのような時点でどのような年齢の方にどの地域でどのくらいの割合でやっているのか。その回答率が探せない。例えば15頁の「トラブルに巻き込まれましたか？」という質問もたまたまないという人にばかりアンケートがあつたら、「ない」という数字だけがいっぱい出てくるのかなとか。それから17頁ですが、出前講座は結構な件数が書いてある。それだけの件数を実施しても、「参加したことがない」が87%ということは一割ぐらいしか聞いてないということになり、そして開催されていることを知らない人が半分もいるのというのがなんかすごく疑問である。

(事務局)

「アンケート」はこの計画を作るにあたり、今年度、調査しているもの。標本数3,000ということで、3,000人の県民の方にお送りして回答を頂いている。54.5%の回収率で、1,634件なのだが、県内の20歳以上の方から無作為に抽出した方にアンケートをお送りしている。年齢構成についても、標本数3,000なので、統計的にはそれなりに平均的になるように行なっている。20代の方からお年寄りの方まで色々な方に行っているため、大変残念だが、やはり出前講座を聞いている方が、どうしても御高齢の方が多いというようなこともあって、若い人に回答を頂いた分は「ほとんど行ったことがないです。」という回答になっている状況になった。これは前回は計画を作る際には県政アンケート調査ということで県全体で行っているものの一部として、同じような調査をやっているところ。こちらの調査については、結果をまとめているところであり、後ほどホームページ等にアップする予定。

(事務局)

【資料に基づき第3章について説明】

(議長)

ただいまの事務局からの説明について意見、質問等あるか。

(委員)

第3章のところで、一つはそれぞれの項目のところで5年間の最終年度の目標が書かれているが、できればその目標については年度別に、5年間にどのように推移していくのか、グラフで結構なので次回あたりで示していただきたい。また、情勢分析から個別の課題に入っていくところの書きぶりだが、例えば消費者教育については高齢者、高校生、新社会人の部分に対して強化すべきと情勢分析のところにあったが、個別の課題別にいくとその辺りが平板的になってしまっている。特に強調すべき点については、ちょっとメリハリをつけた書きぶりにしていただきたい。

(事務局)

目標値につきましては次回まで検討させていただきたい。また、書きぶりについても、確かに高齢者とか新社会人に対して教育すべきということがあったので、その辺りもう少し書きぶりを入れ込んだ形にしていきたい。

(委員)

前委員と同様に数値目標についてももう少し具体的に、例えば 22 頁の指定消費生活相談員数は典型的なのだが、最終年度の 33 年度で 2 名という漠然とした目標に見えてしまう。できるだけいつまで、どこまでという具体的な目標を書かないとただ指標をあげただけで終わってしまう。実現性がちょっと危ぶまれるなという印象で、その辺を加味していただきたい。それから、金融教育・消費者教育について大事なことで、消費者教育計画の中身の話だが、どのくらい山形県は進んでいて、あるいはどのくらい進んでなくて、どのくらいの方が被害に遭っているかなど比較できる数字のイメージが湧かない。具体的な例で捉えているが、山形県のくらし安心課の方でも所管している金融広報委員会の東北地区の大会が岩手県で開催され、参加した者に聞くと、岩手県はアドバイザーが 8 名いるが、そのアドバイザーによる講座を年間 88 件もやっている。片や我々は昨年 2、3 件やったくらい。かなり差があるという印象を持った。つぶさに調べたわけではないので分からないが、計画の中でも、金融広報委員会との連携と記載があり、確かに高校で 2 年間に渡って指導に関わっているが、それよりも広範囲の就職前の学生さんがいるクラスなどに力を入れていかないと。実際、県教育委員会などとの調整がうまくいかないなどの理由はあるが、岩手県の話を知ると、県をあげてやっている。県とか日銀とかが、学校に声掛けをして、機会を設けているという事が会議の中の話し合われたようだ。そういった方向で進めていかないと、消費者教育は実のあるものになっていかないと。思う。

(事務局)

具体的目標とはどういったものなのか教えていただきたい。

(委員)

例えば、指定消費生活相談員の指定についてこれから配置するというので、33 年度が 2 名という最終目標だが、連携を強めて市町村への指導力を発揮するための指導員だろうから、いつ頃まで 2 名指定するのか、とりあえず何年度まで 1 名ということを書いていかないと、ただ指標を作っただけになってしまうか、中には目標値がないものもある。その辺が体系立っていないとか、実現性が薄いものになってしまうのではないかと。

(事務局)

プロセスの部分を入れて、という理解でよろしいか。

(委員)

あまり長く書けないだろうから、もう少し具体的に、こういうイメージでやっていくということがわかるように、目標値のないものもあるし、もう少し言葉を入れてもらった方がよい。

(事務局)

目標値がないものについては、ものによっては目標を設定しづらいものもある。全部に指標を設定するわけにはいかない状況になっている。

(委員)

それはわかるが、全体に平板な感じがする。数字があるものはあるというだけで、メリハリのない印象を受けるので、そこを工夫していただきたいということ。

(事務局)

後半の金融広報委員会の出前講座については、おっしゃられるように県によって体制が違うということはあるが、もっと学校に入っていかなければいけないことは感じている。先ほど、状況の部分でもお話したとおり、高齢者向けの講座は結構しているが、若い人に対してもっと出前講座をやっているかなくてはならないという意識をもっているため、今後はもう少し頑張っていきたい。

(委員)

金融広報委員会との連携による消費者教育の推進とか、学校での出前講座の活用などと記載されているが、例えばもっと計画の中に他県を参考にしたり情報収集するなどして、学校での出前講座の増加が実現できるよう仕組めないかと、折角の計画の策定なので意見を申し上げた。

(事務局)

そこについては、42 頁の学校等における出前講座の実施件数で目標を掲げ、お示ししている。

(委員)

27 年度の 21 件という件数は誰が実施した出前講座なのか。少なくとも金融広報アドバイザーではないと思う。

(事務局)

県の 4 センターの相談員が学校に行って実施したものがほとんどだと思う。

(委員)

高等学校が多いのか。

(事務局)

16 頁に出前講座の実施状況ということで載せている。

(議長)

委員がおっしゃりたいことは、目標件数を出されても山形県の件数は多いのか少ないのか、資料を見ただけではわからないということだと思う。他県の状況など比較できるものがあると、山形県はもっと頑張らないといけないとか検討しやすいという趣旨かと思う。

今後の検討課題として、参考として比較できるものがあると意見を出しやすいということもあるため、今後の課題としていただきたい。

(委員)

41 頁で、幼児期と学校期に分けられているが、幼児期と小学校に上がっての学校期におけるのトラブルというのは全く量的にも質的にも大きく差があると思うが、先ほどライフステージという人間の成長を縦にみてそれに関わっていくというものの考え方はとても大事だと考えているが、実際に幼児期のトラブルとはどのようなものがあるのか。

(事務局)

幼児期については、幼児自体がトラブルに巻き込まれるということはあまり考えられないので、ここで想定している消費者教育で子どもが行っているのは、お金の大切さを学ぶというものがメインとなっている。トラブルを回避するというよりは、紙芝居を用いたりしてお金の大事さを学ぶなど基本的な部分である。

(委員)

コンテンツとして何かこちらで作って教える、学校や幼稚園に行き子どもたちに聞かせるものを超えて、幼稚園の先生方から学びながら、例えばライフステージという言葉に掲げたのならば、子どもたちの認知のレベルはどのくらいなのかを踏まえてやらないと、効果がないと思う。保護者の方の協力もいただいてやってもらいたいのだとすれば、教育のコンテンツとしてどういったものがあるのか、どういったものを開発していけるのかを考えたとき、例えばお母さん達を交えたお買い物のごっことか、活動の中で子どもたちも巻き込みながら行っていくのであれば、ライフステージ上の子どもたちの認知のレベルからみても効果を得られるのかと思う。

もうひとつ、学校期の部分に「学習指導要領に基づき」と記載があるが、学習指導要領のどこに位置づけるのかなどが、わかるのかと思ったところ。全ての教科に消費者教育があるかというところではない。各教科に素地というものはもちろんあるが、具体的に言うと家庭科、技術、特活、総合、道徳などになると思うが、各教科で「消費」という言葉が出て来るのはごくわずか。学習指導要領と書かれると、学校で全教科でやらなければならないと受け取られるのではないかなと思ったところ。それと、3 点目、「学校現場」という言葉が出てくるが、「学校」ではだめなのか。

(事務局)

幼児期についてだが、色々良い御提案をいただいたので、そのやり方をそのまま計画に書くかどうかは別として、良いやり方なので実際に実施するときは考慮したいと思う。また、学習指導要領については、各教科においてということで、家庭科なら家庭科という決めうちではなく、その学校ごとにどの

教科の先生が取り込まれるか等、個別事情に応じて相談しながら実施していくという意味である。

(委員)

消費者教育という言葉が出てくるのはある教科のごく一部。全教科でやっているのではないかと見えるので、その点については調べてもらった方がよい。

(事務局)

確認する。また、「学校現場」という表現については、検討する。

(委員)

26 頁の高齢者関係で、(1)にある高齢者等の見守りネットワーク構築の推進だが、事業主体は市が設置するという説明だった。目標指標に人口 5 万以上の市となっているが、法律で規定されているのかどうか、若しくは山形県ですまは大きい市から取り組んでいくとで捉えているのか、県は市に対してどう関わっていくのか。県は働きかけを行うのみで直接関わらずオブザーバーとしての位置付けなのであれば、目標指標の設定がどうなのかという気もする。また、ネットワーク構築推進でなく、働きかけであれば促進ではないか。また、39 頁の(1)医薬品の安全性の確保の目標指数を基準適合率 97%、37 頁の(4)流通食品の安全対策の目標指標を規格等適合率 99.8%としているが、他課の分なので難しいかもしれないが、消費者としては 100%適合してもらわないといけないものだと思う。実績がそこまで行かないにしても目標設定としては 100%でないダメだと思う。

また、現計画で消費者教育の中でコーディネーターの育成ということが出てきていたが、今回の計画(案)にはその言葉が見当たらないので、どう変わってきたのか教えていただきたい。

(事務局)

見守りネットワーク構築の推進の目標の人口 5 万人以上の市ということだが、協議会は市町村においておくことができる、という規定になっているが、実態を考えると、小さい市町村は比較的情報共有がし易いという状況にあると思うが、大きな市になるほど組織が大きくなるため、情報共有しづらいという面を考慮して、国は 5 万人以上の市に置くようにという強化の施策を定めている。これを踏まえて、県で 5 万人以上の市に働きかけていこうということで、今年度も研修会を企画したりしているところ。そういったことを踏まえ、5 万人以上の人口がある市が 5 市あるので、そちらに 33 年度までに働きかけを行っていくということで目標に掲げた。

次の規格適合率についてだが、消費者としては 100%でない困るとするのは委員のおっしゃるとおりだと思うので、検討する。

3 番目の質問のコーディネーターという表現については、44 頁の(3)消費者教育推進の担い手間の連携促進のところに「多様な主体と行政とをつなぐ協力者」とあるが、この協力者がこれまで言っていたコーディネーターに代わる表現となっている。「コーディネーター」という言葉を国でも使っているが、コーディネーターの役割が分かりづらかったため、どういう人が必要なんだろうかと検討し、協力者という表現で入れたものである。

(委員)

(3)については消費者リーダーを育成すると同時に、つなぐ協力者も育成していくという 2 本立てだということでしょうか。

(事務局)

そのとおり。

(議長)

他に意見・質問はあるか。

(委員)

地域包括支援センターの新任職員研修において、クーリングオフ等の権利擁護の研修などをしていただきありがたい。実際、現場ではいろいろとトラブルに巻き込まれる高齢者からの御相談にも応じているし、市町村の相談窓口につないで、直接御相談していただくような働きかけはしている。知識として制度をもっと理解していかなければいけないと思ったところ。

(議長)

他にいかがか。

(委員)

41 頁の先ほどの話題になった「学校等における消費者教育の実施」について、①幼児期の幼稚園、保育所、児童館等子どもが集まる場において、という出前講座についていくつか質問がある。出前講座の内容は紙芝居を用いてという話があったが、具体的な中身についてどんな感じで進めているのか教えていただきたい

(事務局)

先ほど例として紙芝居と言ったが、必ず紙芝居という訳ではなく、消費生活相談員が2、3人位で訪問して、例えばお面などをつけて役割を演じながら、お金の使い方や大切さをロールプレイしながら寸劇のようなことを行なったりもしている。

(委員)

ちなみに出前講座の時期とかは何月ぐらいが多いのか。なぜかという、幼児期において消費生活ということはもちろん大人にとっても大事な問題なので、特に幼児期の子どもにとっては、一過性の今日限りの話題、消費生活についての話題、今日はこんな話があるんだよという一回限りではなく、年間生活・遊びを通して話題の中に色々折りに触れて話したり、子どもたちの声を拾いながら大切さを伝えていくことが大事だと思う。関係課同士で連携をとると書かれているが、やはり一回限りの出前講座のみで話が終わるのではなく、お金というやはり数字が関わってくるので子どもが数字とか文字に関心を持つのが大体今ぐらいの時期が多い。年長になるとだいたいの子が数字を読めたりする。10月、11月の時期になるとお店屋さんごっこのようなものが流行ってくる。自然とお金が必要になる、お金を誰がいくら持っているのか、いくらまで使うのか、物は何個必要だったのかという子どもの遊びの中にも消費というものが必ずあるので、もし出前講座等を効果的に行うのであれば、もちろん忙しい時期もあるとは思うが、幼児期の生活に基づいたこの時期に出前講座を実施してはどうかなど関係課等と連携をとって積極的に幼児期の現場の方におろしていただけると、より効果的に行えるのではないかと感じた。

(事務局)

今後そのようなことも踏まえ働きかけをしたいと思う。

(議長)

他にいかがか。

(委員)

初めて参加したが、中身の濃い会議で大変勉強になった。

消費者の権利など色々学んで、今後に活かしていきたいと思った。

(事務局)

【計画の策定スケジュールについて説明】

(議長)

ただいまの事務局からの説明について意見、質問等あるか。なければ、協議を終了となるがいかが。最終案については、本日の協議内容を踏まえ修正し、第3回の審議会で検討ということとする。予定していた議事について終了したので、第2回消費生活審議会は終了とする。